

社会福祉法人そうび会役員（理事・監事）及び 評議員・評議員選任解任委員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、役員（理事・監事）及び評議員・評議員選任解任委員の報酬に関する事項を定める。

（役員報酬の意義）

第2条 この規程において役員（理事・監事）及び評議員・評議員選任解任委員の報酬とは、社会福祉法人そうび会が役員（理事・監事）及び評議員・評議員選任解任委員に対して、業務遂行の対価として支払うものをいう。

（報酬額の決定）

第3条 役員報酬額は、理事会及び評議員会の議決を経て決定する。

（支給）

第4条 役員（理事・監事）及び評議員・評議員選任解任委員が業務遂行した、実施該当日数分に対して支給する。

（金額）

第5条 役員会及び評議員会・評議員選任解任委員会を開催した場合は、報酬として1日（1回）に源泉所得税を徴収した後の下記の金額を支給する。なお、毎年1月に前年に支給した報酬の源泉徴収票を各役員へ送付するものとし、理事と法人職員を兼務している場合は、職員給与とは別に支給する。また、理事長に対しては、業務遂行の対価として下記の金額を別途支給する。ただし、評議員及び評議員選任解任委員は、一人あたり各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給する。

（1）法人施設内での開催の場合は、10,000円とする。

（2）法人施設外（飲食等を伴う場合）での開催の場合は、30,000円とする。

ただし、その内飲食代費用として10,000円を徴収し、その金額を差し引いた20,000円を支給するものとする。

（3）理事長には、報酬として月額300,000円を支給する。なお、職員賞与支給月である7月・12月・3月には、別途200,000円を支給する。

（その他）

第6条 この規程を変更する場合は、役員会及び評議員会の議決を得なければならない。

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日に改定する。

この規程は、平成27年4月1日に改定する。

この規程は、平成29年4月1日に改定する。

この規程は、平成30年1月1日に改定する。

この規程は、平成30年10月1日に改定する。